

平成26年12月1日

## 年間医療費のお知らせについて

皆様のご家庭で、平成26年中に支払った医療費が10万円を超える場合、「医療費控除」としてお住まいの税務署に申告すれば税金の還付が受けられます。

対象期間は、1月1日から12月31日までの1年間で、本人又は家族が病気やケガ、出産などで支払った医療費から、健康保険組合からの給付金（高額療養費や出産育児一時金等）や生命保険契約などから支払われた保険金を差引いた額が医療費控除の対象金額となり、10万円（所得の合計額が200万円までの人は所得の合計額の5%）を超えた金額が医療費控除額（最高200万円）として所得から差引かれます。

確定申告の時期は、原則として、2月16日から3月15日までであり、詳細は、税務署にお問い合わせ願います。

当健康保険組合として、平成26年1月から平成26年12月までの年間医療費について、「年間医療費のお知らせ」を作成し、平成27年3月16日に該当被保険者分（被扶養者分を含みます。）をまとめて勤務事業所に送付する予定です。

健康保険組合などからの医療費の通知を装い、ウイルスを仕込んだメールが送られているという新聞報道がありました。医療費の通知は郵送で行っており、メールでは行っていませんので、ご注意願います。